

## 山形県景観計画（新旧対照表）

現 行	変更案
<p><b>山形県景観計画</b></p> <p>第1 景観計画の区域</p> <p>第2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針</p> <p>第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>第4 景観重要建造物の指定の方針</p> <p>第5 景観重要樹木の指定の方針</p> <p>第6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>第7 景観重要公共施設の整備に関する事項</p> <p>第8 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項</p> <p>はじめに （略）</p> <p><b>第1 景観計画の区域（法第8条第2項第1号）</b>  山形県の良好な景観の形成に関する計画の区域（以下「県景観計画区域」という。）は、山形県の区域のうち景観行政団体である市町村の区域を除いた山形県の区域とする。（別図第1「山形県景観計画区域図」のとおり。）</p> <p><b>第2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項）</b>  本県の良好な景観の保全及び創出を図るとともに、景観形成を契機とした地域づくり・まちづくりを推進するため、法第8条第3項の規定による景観の形成に関する方針（以下「景観形成方針」という。）は、以下のとおりとする。</p> <p>1～3 （略）</p> <p><b>第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号関係）</b>  1～4 （略）</p> <p><b>第4 景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）</b>  （略）</p> <p><b>第5 景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）</b>  （略）</p> <p><b>第6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号関係）</b>  （略）</p> <p><b>第7 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第4号関係）</b>  1～3 （略）</p> <p><b>第8 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第8条第2項第4号関係）</b>  （略）</p>	<p><b>山形県景観計画</b></p> <p>第1 景観計画の区域</p> <p>第2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針</p> <p>第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>第4 景観重要建造物の指定の方針</p> <p>第5 景観重要樹木の指定の方針</p> <p>第6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>第7 景観重要公共施設の整備に関する事項</p> <p>第8 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項</p> <p>はじめに （略）</p> <p><b>第1 景観計画の区域（法第8条第2項第1号）</b>  山形県の良好な景観の形成に関する計画の区域（以下「県景観計画区域」という。）は、山形県の区域のうち景観行政団体である市町村の区域を除いた山形県の区域とする。（別図第1「山形県景観計画区域図」のとおり。）</p> <p><b>第2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項）</b>  本県の良好な景観の保全及び創出を図るとともに、景観形成を契機とした地域づくり・まちづくりを推進するため、法第8条第3項の規定による景観の形成に関する方針（以下「景観形成方針」という。）は、以下のとおりとする。</p> <p>1～3 （略）</p> <p><b>第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号関係）</b>  1～4 （略）</p> <p><b>第4 景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）</b>  （略）</p> <p><b>第5 景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）</b>  （略）</p> <p><b>第6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号関係）</b>  （略）</p> <p><b>第7 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第4号関係）</b>  1～3 （略）</p> <p><b>第8 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第8条第2項第4号関係）</b>  （略）</p>

現行

附 則

この計画は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

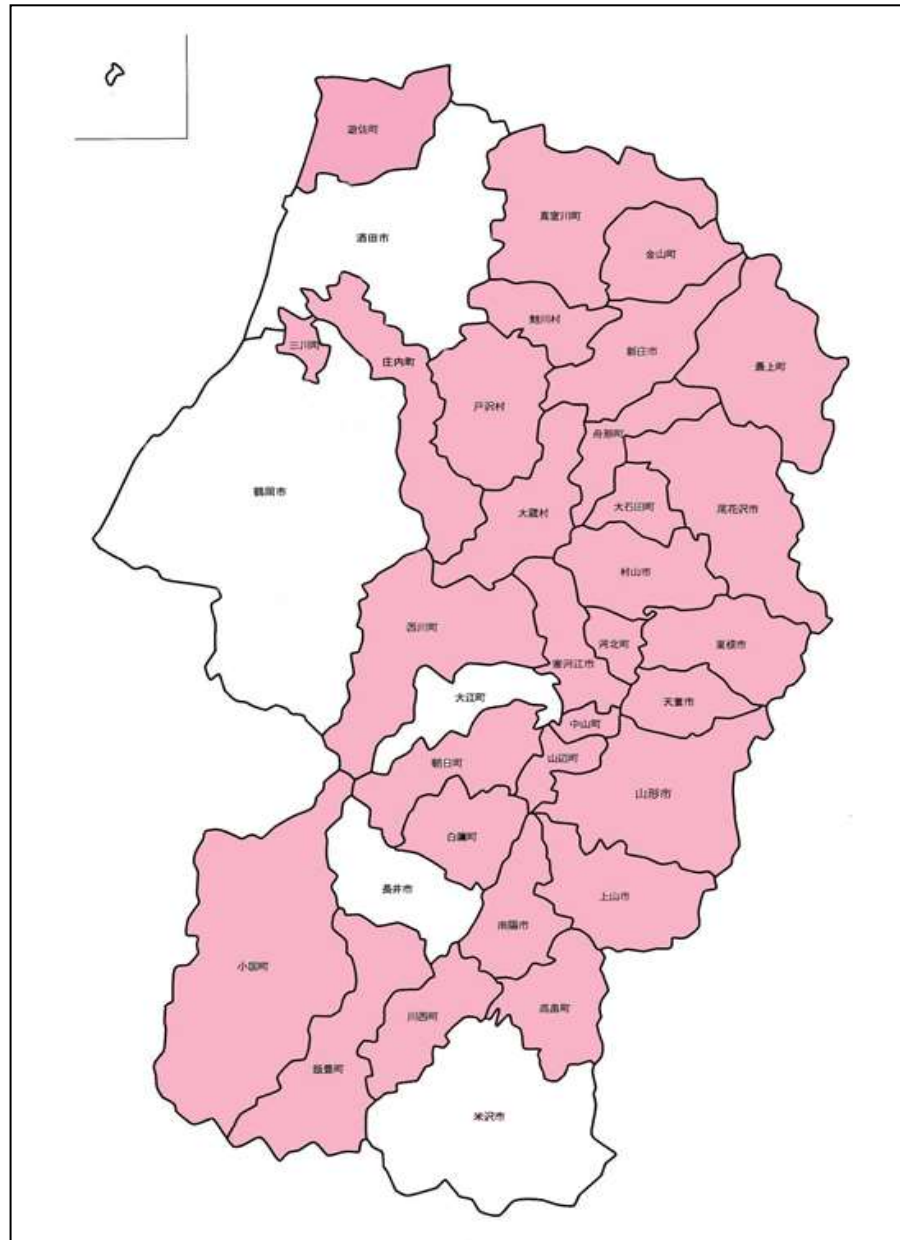
附 則

この計画は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成24年 3 月21日から施行する。

別図第 1



山形県景観計画の区域（景観行政団体である市町村の区域を除いた県の区域）

変更案

附 則

この計画は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

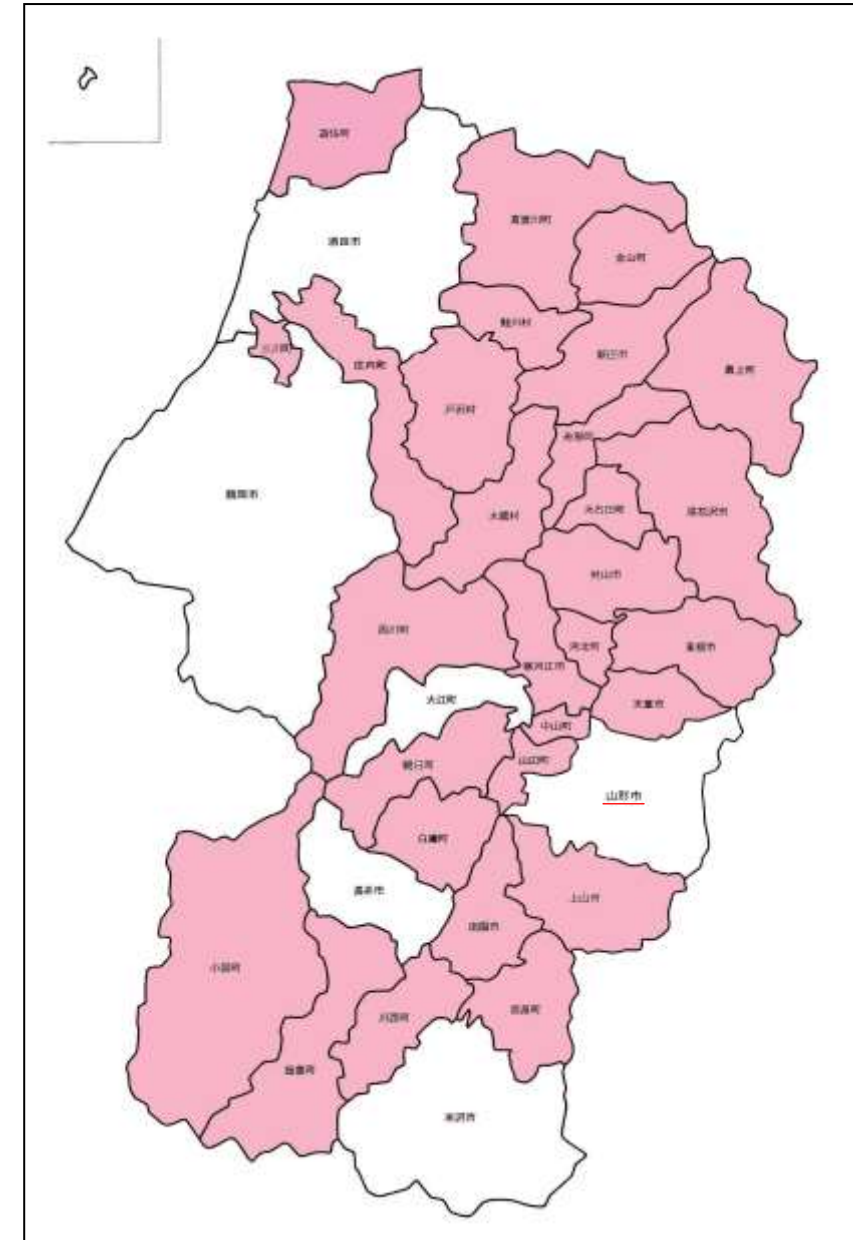
附 則

この計画は、平成24年 3 月21日から施行する。

附 則

この計画は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

別図第 1



山形県景観計画の区域（景観行政団体である市町村の区域を除いた県の区域）

現行

変更案

別表第1 (略)

別表第1 (略)

別表第2

別表第2

○保全対象眺望景観

○保全対象眺望景観

各地域の保全対象の眺望景観は、下表の視点から眺められる主対象の景観とする。

各地域の保全対象の眺望景観は、下表の視点から眺められる主対象の景観とする。

	主対象		視点		
	山岳		国道	高速道路	県道
村山地方	月山 葉山 熊野岳 御所山	面白山 大朝日岳	13号・48号・ 112号・286号・ 287号・347号・ 348号	東北横断自動車道酒田線 東北中央自動車道	主要地方道白石上山線 (通称蔵王エコーライン) 主要地方道山形永野線 (通称蔵王ライン)
最上地方	月山 葉山 鳥海山 弁慶山	丁岳 神室山	13号・47号・ 344号	東北中央自動車道	
置賜地方	大朝日岳 栗子山 西吾妻山 飯豊山		13号・113号・ 287号・348号	東北中央自動車道	
庄内地方	鳥海山 月山 弁慶山		7号・47号・ 345号	東北横断自動車道酒田線 日本海沿岸東北自動車道	一般県道鳥海公園吹浦線 (通称鳥海ブルーライン) 一般県道月山公園線 (通称月山高原ライン)

	主対象		視点		
	山岳		国道	高速道路	県道
村山地方	月山 葉山 熊野岳 御所山	面白山 大朝日岳	13号・48号・ 112号・ <del>286号</del> ・ 287号・347号・ 348号	東北横断自動車道酒田線 東北中央自動車道	主要地方道白石上山線 (通称蔵王エコーライン) 主要地方道山形永野線 (通称蔵王ライン)
最上地方	月山 葉山 鳥海山 弁慶山	丁岳 神室山	13号・47号・ 344号	東北中央自動車道	
置賜地方	大朝日岳 栗子山 西吾妻山 飯豊山		13号・113号・ 287号・348号	東北中央自動車道	
庄内地方	鳥海山 月山 弁慶山		7号・47号・ 345号	東北横断自動車道酒田線 日本海沿岸東北自動車道	一般県道鳥海公園吹浦線 (通称鳥海ブルーライン) 一般県道月山公園線 (通称月山高原ライン)

- ※1 視点とは、道路の路肩端または歩道端で1.5mの高さとする。
- ※2 視点のうち、地形上・植生上の理由で良好な眺望がえられない区間は除く。
- ※3 視点のうち、高速道路は供用区間をいう。

- ※1 視点とは、道路の路肩端または歩道端で1.5mの高さとする。
- ※2 視点のうち、地形上・植生上の理由で良好な眺望がえられない区間は除く。
- ※3 視点のうち、高速道路は供用区間をいう。